第十七・七条　透明性の向上の促進に関する協力

両締約国は、適当な場合には、二国間の、地域的な及び多数国間の場において、国際的な貿易及び投資に関して透明性を促進するための方法について協力する。

第十七・八条　他の章との関係

この章の規定の適用は、この協定の他の章の規定の適用を妨げるものではない。

第十七・九条　腐敗行為の防止

両締約国は、国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を除去する双方の決意を確認する。両締約国は、公的部門及び民間部門の双方における健全性を構築する必要があること並びに各部門がこの点について補完的な責任を有することを認識しつつ、千九百九十七年十二月十七日にパリで作成された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約及び二千三年十月三十一日にニューヨークで採択された腐敗の防止に関する国際連合条約の遵守を確認する。

第十八章　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第Ａ節　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第一款　一般規定

第十八・一条　目的及び一般原則

1　この節の規定は、二国間の貿易及び投資を拡大するため、次のことを行うことにより、規制に関する良い慣行及び両締約国間の規制に関する協力を促進することを目的とする。

(a)　効果的な、透明性のある及び予見可能な規制上の環境を促進すること。

(b)　一貫性のある規制上の取組を促進し、及び不必要に負担となる、重複した又は相違のある規制上の要件を削減すること。

(c)　締約国の規制措置、規制に関する慣行又は規制上の取組（これらの効率的な適用を強化する方法を含む。）について討議すること。

(d)　国際的な場における両締約国間の協力を強化すること。

2　この節のいかなる規定も、例えば次の分野における締約国の公共政策の目的を達成し、又は推進するに当たり、保護の水準を定め、又は規律する自国の権利に影響を及ぼすものではない。

(a)　公衆衛生

(b)　人、動物及び植物の生命及び健康

(c)　職業上の衛生及び安全

(d)　労働条件

(e)　環境（気候変動を含む。）

(f)　消費者

(g)　社会的な保護及び社会保障

(h)　個人情報及びサイバーセキュリティ

(i)　文化の多様性

(j)　金融の安定

(k)　エネルギー安全保障

3　この節のいかなる規定も、締約国が次のことを行うことを妨げるものと解してはならない。

(a)　締約国が適当と認める保護の水準で自国の公共政策の目的を達成するため、自国の法的枠組み、原則及び期限に従って規制措置を採用し、維持し、及び適用すること。

(b)　一般的な利益に関するサービス（水、健康、教育又は社会事業サービスに関連するものを含む。）を提供し、及び支援すること。

4　規制措置は、貿易に対する偽装した障害となってはならない。

5　この節のいかなる規定も、規制上の特定の結果を得ることを両締約国に義務付けるものと解してはならない。

第十八・二条　定義

この節の規定の適用上、

(a)　「規制当局」とは、次のものをいう。

(i)　英国については、英国政府

(ii)　日本国については、日本国政府

(b)　「規制措置」とは、一般に適用される次の措置をいう。

(i)　英国については、

(A)　一次法令

(B)　二次法令

(ii)　日本国については、

(A)　法律

(B)　政令

(C)　府省令

第十八・三条　適用範囲

1　この節の規定は、この協定の対象となる事項に関し、締約国の規制当局が定める規制措置について適用する。

2　第三款及び第四款の規定は、1に規定する規制措置に加えて、締約国の規制当局が定める一般に適用される他の措置であって、規制に関する協力活動に関連するもの（指針、政策上の文書、勧告等）について適用する。

第二款　規制に関する良い慣行

第十八・四条　内部調整

各締約国は、規制に関する良い慣行（この節に規定するものを含む。）を促進するための内部調整の手続又は仕組みを維持する。

第十八・五条　規制の手続及び仕組み

各締約国は、自国の規制当局が規制措置を立案し、評価し、及び見直すための手続及び仕組みに関する説明を公に入手可能なものとする。当該説明においては、関連する指針、規則又は手続（公衆が意見を提出するための機会に関するものを含む。）に言及する。

第十八・六条　計画中の規制措置に関する早期の情報

各締約国の規制当局は、少なくとも年一回、計画中の主要な（注）規制措置の一覧表を、当該規制措置の適用範囲及び目的に関する簡潔な説明（可能な場合には、当該規制措置の採用が見込まれる時期に関する説明を含む。）とともに、公に入手可能なものとする。締約国は、自国の規制当局が当該一覧表を公に入手可能なものとしない場合には、これに代えて、毎年、かつ、できる限り速やかに、第二十三・三条の規定に基づいて設置される規制に関する協力に関する専門委員会に対し、当該一覧表を当該簡潔な説明とともに提出する。当該簡潔な説明を伴った当該一覧表については、秘密であると指定される情報を除くほか、各締約国の規制当局が公に入手可能なものとすることができる。

注　各締約国の規制当局は、この節の規定に基づく自国の義務の適用に当たり、何が「主要な」規制措置に該当するかを決定することができる。

第十八・七条　公衆との協議

1　各締約国の規制当局は、主要な規制措置を立案するに当たり、適用可能な場合には、関連する規則及び手続に従って次のことを行う。

(a)　いかなる者も自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することができるよう、立案中の規制措置についての十分な詳細を提供する規制措置の案又は協議に係る文書のいずれかを公表すること。

(b)　いかなる者に対しても、無差別の原則に基づき、意見を提出するための合理的な機会を与えること。

(c)　受領した意見を検討すること。